

令和2年度

社会福祉法人

指導監査の着眼点(運営)

※社会福祉法人指導監査実施要綱(平成30年4月16日 子発0416第1号厚生労働省子ども家庭局長ほか)の別紙「指導監査ガイドライン」に基づき指導監査を実施しますが、同ガイドラインの補足説明資料として作成したものです。

横浜市
こども青少年局監査課

指摘区分について【参考】

- ・ 監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・ 改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。

目 次

I 法人運営

1 定款	1
2 内部管理体制	1
3 評議員・評議員会	
(1) 評議員の選任	2
(2) 評議員会の招集・運営	2
4 理事	
(1) 定数	3
(2) 選任及び解任	3
(3) 適格性	3
(4) 理事長	4
5 監事	
(1) 定数	4
(2) 選任及び解任	4
(3) 職務・義務	4
6 理事会	
(1) 審議状況	5
(2) 記録	5
(3) 債権債務の状況	5
7 会計監査人	5
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	
(1) 報酬	6
(2) 報酬等支給基準	6
(3) 報酬の支給	6
(4) 報酬等の総額の公表	7

II 事業

1 事業一般	7
2 社会福祉事業	7
3 公益事業	7
4 収益事業	8

III 管理

1 人事管理	8
2 資産管理	
(1) 基本財産	8
(2) 基本財産以外の財産	8
(3) 株式保有	8
(4) 不動産の借用	9
3 会計管理	省略
4 その他	
(1) 特別の利益供与の禁止	9
(2) 社会福祉充実計画	9
(3) 情報の公表	9
(4) その他	9

関係法令・通知等

●関係法令

省略標記	正式名称		公布年月日	最近改正
法	社会福祉法	法律第45号	昭和26年3月29日	平成30年6月8日
施行令	社会福祉法施行令	政令第185号	昭和33年6月27日	平成30年9月28日
規則	社会福祉法施行規則	厚生省令第28号	昭和26年6月21日	令和元年9月1日
登記令	組合等登記令	政令第29号	昭和39年3月23日	平成30年9月27日

●関係通知等

省略標記	正式名称		公布年月日	最近改正
審査基準 定款例	社会福祉法人の認可について(局長通知) 別紙1 社会福祉法人審査基準 別紙2 社会福祉法人定款例	障第890号 社援第2618号 老発第794号 児発第908号	平成12年12月1日	令和元年9月13日
審査要領	社会福祉法人の認可について(課長通知) 別紙 社会福祉法人審査要領	障企第59号 社援企第35号 老計第52号 児企第33号	平成12年12月1日	令和2年3月31日
指導監査実施要綱	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について	雇児発0427第7号 社援発0427第1号 老発0427第1号	平成29年4月27日	令和元年9月30日
指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号	平成13年7月23日	平成30年3月30日
入札通知	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	雇児総発0329第1号 社援基発0329第1号 障企発0329第1号 老高発0329第3号	平成29年3月29日	—
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号 社援発第1352号 老発第514号 雇児発第575号	平成12年6月7日	平成29年3月7日

項目	監査事項	根拠	チェックポイント
I 法人運営			
<p>○法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程（以下「内部規程等」という。）に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものである。そして、当該業務執行に対する法人内部の牽制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計算書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査、会計監査人による会計監査等が定められている。</p>			
<p>○指導監査を行うに当たっては、そのような牽制の仕組みが適正に運営されているかどうかを確認するため、ガイドラインに定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該法人に対して行う指導については、次のとおりとする。</p>			
<p>＜指摘基準＞</p>			
<p>・ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指摘によること。</p>			
<p>・上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合文書指摘によること。</p>			
<p>○内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。</p>			
<p>○指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にした上で行うこととする。</p>			
1 定款			
	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	法第31条第1項	○定款の必要的記載事項（法第31条第1項）が事実と反するものとなっていないか。
	◆ 2 定款の変更が所定の手続きを経て行われているか。	第45条の36第1項、第2項、第4項、第45条の9第7項第3号 規則第4条	○定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。 ○定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか（所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。）。
	3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	法第34条の2第1項、第4項、 法第59条の2第1項第1号 規則第2条の5、第10条第1項	○定款を事務所に備え置いているか。 ○定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 ○公表している定款は直近のものであるか。
2 内部管理体制			
	1 特定社会福祉法人においては、内部管理体制が整備されているか。	法第45条の13第5項 令第13条の3 規則第2条の16	○内部管理体制が理事会で決定されているか。 ○内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。

項目	監査事項	根拠	チェックポイント
3 評議員・評議員会			
(1) 評議員の選任	<p>◆ 1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。</p>	<p>法第39条</p>	<p>○定款の定めるところにより社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。</p>
	<p>◆ 2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。</p>	<p>法第40条第1項、第2項、第4項、第5項、第61条第1項 審査基準第3-1-(1)、(3)、(4)、(6)</p>	<p>○欠格事由を有する者が選任されていないか。 ○当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 ○当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係がある者が選任されていないか。 ○社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。 ○実際に評議員会に参画できない者が名目的に選任されていないか。 ○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 ○暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。</p>
	<p>3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。</p>	<p>法第40条第3項</p>	<p>○評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。</p>
(2) 評議員会の招集・運営	<p>1 評議員会の招集が適正に行われているか。</p>	<p>法第45条の9第1項、第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、規則第2条の12</p>	<p>○評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。 ○招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 ○定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。</p>
	<p>◆ 2 決議が適正に行われているか。</p>	<p>法第45条の9第6項、第7項、第8項、第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条</p>	<p>○決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 ○決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ○特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。 ○決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。 ○評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。</p>

項目	監査事項	根拠	チェックポイント
(2) 評議員会の招集・運営	◆ 3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項、第45条の11第1項～第3項 規則第2条の15	○厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。 ○議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 ○評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
	4 決算手続は法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。	法第45条の19、30、31 規則第2条の39、40	○ 計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。 ○ 会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人の監査を受けているか。 ○ 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。 ○ 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。 ○ 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。
4 理事			
(1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	法第44条第3項、第45条の7	○定款に定める員数が選任されているか。 ○定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 ○欠員が生じていないか。
(2) 選任及び解任	◆ 1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	法第43条第1項、第45条の4	○評議員会の決議により選任又は解任されているか。 ○理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。
(3) 適格性	◆ 1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第44条第6項(参考)法第61条第1項、法第109条～111条 ・審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(6)	○欠格事由を有する者が選任されていないか。 ○各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。 ○社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。 ○実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。 ○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。 ○暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。
	2 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。	法第44条第4項	○社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。 ○当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。 ○施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。

項目	監査事項	根拠	チェックポイント
(4) 理事長	1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	法第45条の13第3項 法第45条の16第2項	○理事会の決議で理事長を選定しているか。 ○業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。
5 監事			
(1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	法第44条第3項、 第45条の7第2項による同条第1項の準用	○定款に定める員数が選任されているか。 ○定員で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 ○欠員が生じていないか。
(2) 選任及び解任	◆ 1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	法第43条第1項、 第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項、 第45条の4第1項、 第45条の9第7項第1号	○評議員会の決議により選任されているか。 ○評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。 ○監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。
	◆ 2 監事となることができない者が選任されていないか。	法第40条第2項、 第44条第2項、第7項	○欠格事由を有する者が選任されていないか。 ○評議員、理事又は職員を兼ねていないか。 ○監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が含まれていないか。 ○社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。 ○実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。 ○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。 ○暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。
	3 法令に定める者が含まれているか。	法第44条第5項	○社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。
(3) 職務・義務	◆ 1 法令に定めるところにより業務を行っているか。	法第45条の18第1項、 第45条の28第1項、 第2項 規則第2条の26～第2条の28、第2条の31、第2条の34～第2条の37	○理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。
		法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条～第102条	○理事会への出席義務を履行しているか。

項目	監査事項	根拠	チェックポイント
6 理事会			
(1) 審議状況	1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	法第45条の14第1項、第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項	○権限を有する者が招集しているか。 ○各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。 ○招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。
	◆ 2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	法第45条の14第4項、第5項	○決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもってにより行われているか。 ○決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ○決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。 ○理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。 ○書面による議決権の行使が行われていないか。
	◆ 3 理事への権限の委任は適切に行われているか。	法第45条の13第4項	○理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 ○理事に委任される範囲が明確になっているか。
	4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	法第45条の16第3項	○実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。
(2) 記録	◆ 1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	法第45条の14第6項、第7項、第45条の15第1項	○法令で定めるところにより議事録が作成されているか。 ○議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。 ○議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。 ○議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。
(3) 債権債務の状況	借入は、適正に行われているか。	第45条の13第4項第2号	○借入(多額の借財に限る。)は、理事会の決議を受けて行われているか。
7 会計監査人			
	1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。	法第36条第2項、第37条、令第13条の3(参考)法第45条の6第3項	○特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。 ○会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。 ○会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。
	2 法令に定めるところにより選任されているか。	法第43条第1項、第43条第3項により準用される一般法人法第73条第1項	○評議員会の決議により適切に選任等がされているか。

項目	監査事項	根拠	チェックポイント
	3 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。	法第45条の19第1項、第2項	○省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。 ○財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬			
(1) 報酬	◆ 1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条	○評議員の報酬等の額が定款で定められているか。
	◆ 2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条	○理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。
	◆ 3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、第2項	○監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。 ○定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。
	4 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。	法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条	○会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。
(2) 報酬等支給基準	◆ 1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	法第45条の35第1項、第2項 規則第2条の42	○理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
		法第59条の2第1項第2号 規則第10条	○理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。
(3) 報酬の支給	◆ 1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、 第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、 第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、 第45条の35第1項、 第2項 規則第2条の42	○評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 ○役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。

項目	監査事項	根拠	チェックポイント
(4) 報酬等の総額の公表	◆ 1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。	法第59条の2第1項第3号 規則第2条の41、第10条	○理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。
II 事業			
1 事業一般			
	◆ 1 定款に従って事業を実施しているか。	法第31条第1項	○定款に定めている事業が実施されているか。 ○定款に定めていない事業が実施されていないか。
	2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。	法第24条第2項	○社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めているか。
2 社会福祉事業			
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	法第22条、第26条第1項 審査基準第1の1の(1)	○当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 ○社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。
	2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。	法第25条 審査基準第2の1、第2の2の(1)	○社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。
3 公益事業			
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。	法第26条第1項	○社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。 ○公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 ○公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。

項目	監査事項	根拠	チェックポイント
4 収益事業			
	1 法令に基づき適正に実施されているか。	法第26条	○社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。 ○収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。
	2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。	審査基準第1の3の(2)、(5) 審査要領第1の3の(2)、(3)	○事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 ○法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。 ○当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。
III 管理			
1 人事管理			
	1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	法第45条の13第4項第3号	○重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。 ○職員の任免は適正な手続により行われているか。
2 資産管理			
(1) 基本財産	1 基本財産の管理運用は、適切になされているか。	法第25条 審査基準第2の1の(1)	○法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。 ○所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。 ○基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。
(2) 基本財産以外の財産	1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。	審査基準第2の3の(2)	○基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。 ○その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。
(3) 株式保有	1 株式の保有は適切になされているか。	審査基準第2の3の(2) 審査要領第2の(8)~(11)	○株式の保有が法令上認められるものであるか。 ○株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。

項目	監査事項	根拠	チェックポイント
(4) 不動産の借用	1 不動産を借用している場合、適正な手続を行っているか	審査基準第2の1の(1)、(2)のエ、オ、キ	○社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。 ○社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。
3 会計管理			
省略			
4 その他			
(1) 特別の利益供与の禁止	◆ 1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	法第27条 令第13条の2 規則第1条の3	○評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。
(2) 社会福祉充実計画	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	法第55条の2第11項	○社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。
(3) 情報の公表	◆ 1 法令に定める情報の公表を行っているか。	法第59条の2 規則第10条	○法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。
(4) その他	1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	法第78条第1項	○福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。
	2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	法第82条	○福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。
	◆ 3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。	法第29条 登記令	○登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。 ○資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。
	4 契約等が適正に行われているか。	入札通知 徹底通知5の(2) ウ、(6)エ	○法人印及び代表者印の管理について管理が十分に行われているか。 ○理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。 ○随意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて適当か。